

横浜市放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格要件に関する要綱

制 定 平成30年 6 月15日 こ放第275号（局長決裁）  
最近改定 令和 3 年 3 月 1 日 こ放第1967号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成26年9月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）第10条第3項第9号及び第10号に規定する放課後児童支援員の資格要件について定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、放課後児童支援員の資格要件に関する事項は、条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）その他関係法令の定めるところによる。

（条例第10条第3項第9号に該当する者の資格要件）

第2条 条例第10条第3項第9号に該当する者は、次の各号の全ての要件を満たしている者とする。

（1）高等学校卒業者等である者

（2）放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上かつ総勤務時間が2,000時間以上従事した者

2 前項第2号に定める「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子ども教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業において、児童と継続的な関わりを持っていた者等とする。ただし、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないものとする。

（条例第10条第3項第10号に該当する者の資格要件）

第3条 条例第10条第3項第10号に該当する者は、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であり、その勤務が適正であった者とする。

2 前項に定める「放課後児童健全育成事業に従事した者」とは、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的な関わりを持っていた者とする。ただし、学校の長期休業期間中のみの従事については、児童と継続的に関わっている期間に含まれないものとする。

（認定手続）

第4条 第2条及び第3条で規定する資格要件に該当し、条例第10条第3項に規定する研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項第9号又は第10号に該当する者であることの認定願」（第1号様式、以下「認定願」という。）

（2）実務証明書（条例第10条第3項第9号用）（第2号様式）（第2条の資格要件に基づく場合のみ。ただし、他の書類により記載内容の確認ができる場合は、この限り

ではない。)

- (3) 実務証明書(条例第10条第3項第10号用)(第3号様式)(第3条の資格要件に基づく場合のみ。ただし、他の書類により記載内容の確認ができる場合は、この限りではない。)
- (4) 高等学校の卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本)(第2条の資格要件に基づく場合のみ)
- (5) その他認定に関し必要な書類

(認定の決定)

第5条 市長は、前条により認定願が提出されたときは、第2条又は第3条の資格要件を満たすものか確認を行う。

2 市長は、申請内容が資格要件を満たすと認める場合は、条例第10条第3項第9号又は第10号に該当する者であることの認定を行い、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項第9号又は第10号に該当する者であることの認定通知書」(第4号様式)により受講希望者に通知するものとする。

3 市長は、認定をしない決定をしたときは、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項第9号又は第10号に該当する者であることの不認定通知書」(第5号様式)により受講希望者に理由を付して通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項はこども青少年局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。